

# 公益財団法人 愛知県私学退職基金財団運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛知県私学退職基金財団の業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意味)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところにより、その他の用語の意義は寄付行為の例による。

- (1) 定款 公益財団法人愛知県私学退職基金財団定款をいう。
- (2) 財団 公益財団法人愛知県私学退職基金財団を言う。
- (3) 学校法人 財団の事業の対象となる学校法人及び学校法人とみなされた私学関係団体をいう。
- (4) 教職員 学校法人に勤務する校長、教員、事務職員その他の職員をいう。
- (5) 細則 公益財団法人愛知県私学退職基金財団運営細則をいう。

### (事業運営の基本原則)

第3条 財団の運営にあたっては、財政の長期的健全性の維持と事業の安定的な継続に努め、もって学校法人の負託に応えるものとする。

2 この愛知県私学退職基金財団の業務は、法令、定款、この規則及び細則その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期すように執行しなければならない。

## 第2章 標準給与月額

### (標準給与月額)

第4条 第16条に規定する負担金の額及び第22条第1項に規定する資金の額を算定するため、各教職員に標準給与月額を定めるものとする。

2 標準給与月額を求めるに当たっては、給与月額の算出基礎となる給与には通勤及び住宅のために支給された手当を含まないものとする。

### (新規取得者の標準給与月額)

第5条 新たに教職員の資格を取得した者の標準給与月額は、取得月の給与月額に応じて別表第1の区分により定める。

2 前項により定められた標準給与月額は、次条に規定する改定された標準給与月額の適用までの間、各月に適用される。

3 学校法人は、第1項に規定する手続きとして、第13条第1項及び第2項の報告を行わなければならない。

### (標準給与月額の改定)

第6条 標準給与月額は毎年7月1日現在で登録されている教職員について改定されるものとし、その額は4月、5月及び6月の給与月額の合計を3で除して得た額を別表第1の区分に応じて定める。

2 前項の規定は、6月1日から7月1日までの間に資格を取得した教職員については、その年に限り適用しない。

3 第1項の規定により改定された標準給与月額、その年の9月分から翌年の8月分までの各月の負担金の算定について適用されるものとする。

4 学校法人は、第1項に規定する手続きとして、各教職員の4月、5月及び6月の給与月額の合計を3で除して得た額を、指定された期間に標準給与基礎届けより報告しなければならない。

### 第3章 資金の運用

(資金の運用)

第7条 この財団の資金は、当座の支出に充てるため、必用かつ最小限度の現金又は短期の預金として保有するほかは、金銭信託若しくは貸付信託又は長期預金その他の方法により安全かつ有利に運用しなければならない。

### 第4章 申込、辞退及び移動報告等

(申込みの手続)

第8条 新たに財団の行う事業の対象となろうとする学校法人は、申込書に第14条に規定する納付金を添えて申し込まなければならない

(対象学校法人としての資格の喪失)

第9条 学校法人は、次の各号の1に該当するときは、財団の事業対象から除く。

- (1) 辞退
- (2) 第16条に規定する負担金の納付を6箇月以上滞納したとき。
- (3) その他理事会において不相当と認めた場合。

(辞退)

第10条 この財団の事業の対象から辞退しようとする学校法人は、その理由を付して辞退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第11条 第9条の規定により、財団の事業の対象から除かれた学校法人が、この財団に債務を追っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(学校法人及び教職員の異動報告)

第12条 学校法人は、教職員又はその学校法人に関し、次の各号に掲げる事由が生じたときは、10日以内に日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に報告する際、併せて異動報告書を財団に提出しなければならない。既に提出した事項に誤りがあったためにこれを訂正する場合も同様とする。

- (1) 教職員が新たに共済制度の加入者としての資格を取得し、又は喪失したとき。
- (2) 教職員の氏名に変更があったとき。
- (3) 学校法人の名称、住所又は代表者に変更があったとき。
- (4) 学校法人が新たに小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置し、これらの学校を廃止し、又はこれらの学校の名称若しくは住所を変更したとき。
- (5) 学校法人が解散したとき。

2 学校法人は、事業団に給与の月額の変更について届をする際、併せて届出書を財団に提出しなければならない。既に届け出た事項に誤りがあったために、これを訂正する場合も同様とする。

3 前2項の規定は、事業団に報告し、又は届出をする必用のない学校法人若しくは教職員について準用す

る。

(休職等の場合の特例)

第 13 条 共済制度の加入者であったものが、在職中に休職又は定職その他これに順ずる事由（以下「休職等」という。）により、給与の全部又は一部の支給を受けなくなったことにより事業団の加入者の資格を喪失しても現実に退職するまでは当該制度の加入者であるものとみなして、この規則を適用する。

2 前項の給与の全部又は一部を減じて支給を受ける者の負担金額は、休職等前の標準給与月額を基礎とする。

## 第 5 章 納付金又は負担金

(納付金の額)

第 14 条 定款第 7 条第 2 項に規定する納付金の額は、1 の学校（併設小学校、中学校は高等学校に含む。）につき 12 万円とする。

(負担金の額)

第 15 条 定款第 8 条第 2 項に規定する負担金の額は、標準給与月額に 1000 分の 134 を乗じて得た額の合計額を、負担金として毎月この法人に払い込まなければならない。ただし、国又は地方公共団体より負担軽減のため当該負担金に対する補助があったときは、その相当分を控除する。

2 第 13 条に規定する給与の全部又は一部の支給を受けなくなった者の負担金の納付額の算定は、休職等前の標準給与月額とする。

3 休職等により現実に職務に従事することを要しない期間のある月が引き続いて 6 以上ある教職員があったときは、当該教職員に係る負担金は、その引き続く月の全部について納付を免除するものとする。ただし、休職等の事由が業務上の負傷又は病気による休職その他別に定めるものであるときは、この限りでない。

(負担金の納付期限)

第 16 条 負担金は、その月の分を翌月末日までに納付しなければならない。

(負担金の納付の方法)

第 17 条 財団は、学校法人の負担すべき各月の負担金をあらかじめ算出し、その額を納付通知書に記載して、各月の負担金納付期限の少なくとも 10 日前までに当該学校法人に送付する方法によるものとする。

(督促及び延滞金)

第 18 条 財団は、負担金を滞納した学校法人に対しては、督促状を送付しなければならない。

2 前項の負担金を滞納した学校法人は、負担金 100 円につき 1 日 4 銭の割合で、納付期限の翌日から納付金完納の日までの日数によって計算した額の延滞金を納付しなければならない。

3 前項の延滞金は、次の各号の 1 に該当するときは、同項の規定に関わらずこれを徴収しない。

- (1) 延滞金の総額が 10 円未満であるとき。
- (2) 延滞につきやむをえない事情があると認められるとき。

4 延滞金の総額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

## 第 6 章 退職手当資金の給付

(退職手当資金の給付)

第 19 条 定款第 4 条第 1 号の規定による退職手当資金（以下「資金」という）は、教職員が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ。）にその勤務する学校法人が退職者又は遺族（退職したものが退職金の支

給を受ける前に死亡した場合を含む。)に支給する退職金に充てるため、当該学校法人に給付する。

2 学校法人が支給する退職金の額は、前項の資金の額を下回ってはならない。

(資金の額)

第20条 この財団が給付する資金の額は、退職した者の基本給相当額(平均標準給与の月額に100分の92を乗じて得た額)に、別表第2の左欄に掲げる勤続期間及び同表に上欄に掲げる退職の理由による区分に応じ、その下欄に掲げる率を乗じて得た額に100分の94を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、死亡が職務上のものであるかどうかは、この財団の理事長が認定する。

(平均標準給与の月額)

第21条 前条第1項の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算して、その前1年間の各月における負担金算出の基礎となった標準給与の月額合計額の12分の1に相当する額とする。

2 教職員であった期間が1年に満たないものの平均給与の月額は、教職員であった全機関の各月における標準給与の月額合計額を、その期間の総月数で除して得た額とする。

(勤続期間の計算)

第22条 資金算出の基礎となる勤続期間の計算は、退職時に勤務する学校法人の教職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、当該学校法人の教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前2項の規定する在職期間のうち、休職等により現実に職務に従事することを要しない期間のある月が引き続いて6以上ある教職員があったときは、その引き続く月の全部を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、休職等の事由が業務上の負傷又は病気による休職その他別に定めるものである場合で、学校法人が当該教職員に係る負担金を納付しているときは、この限りでない。

(転任の場合の期間通算)

第23条 教職員が、学校法人の許可を得て退職し、引き続き他の学校法人に勤務した場合には、退職とみなさなうことができる。ただし、この場合には関係学校法人は共に、このことの発生した日から10日以内に、この財団に対し所定の手続きをしなければならない。

2 前項の場合において、その者が前任校を退職した際に、その学校法人にこの財団から資金を交付したときは、同項の規定は適用しない。

(負担金未納の場合の期間の計算)

第24条 前2条の規定に関わらず、在職期間のうち当該学校法人がこの財団に納付すべき負担金について、未納の期間があるときは、その未納の期間に係る月数をその在職期間から控除する。

(資金の給付制限)

第25条 資金は、次の各号のいずれかに該当する場合は給付しない。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴され、その判決確定前に退職した場合。ただし、禁固以上の刑に処せられなかった場合は、判決確定後にこれを給付する。

(2) 教職員を懲戒処分により免職とし、当該学校法人の定めるところにより退職金を支給しない場合。

2 資金は、次の各号のいずれかに該当する場合で、学校法人が退職金を第20条に定める額より減額して支給するときは、当該学校法人の定める退職金相当額まで減額して支給する。

(1) 懲戒処分により免職とし、退職金を減額して支給する場合

(2) 休職、停職及び育児休業により退職金を減額して支給する場合

3 前2項に定めるもののほか、学校法人が定める教職員の退職手当に関する規定において、当該規定に定

める退職手当の支給額が第19条第1項の資金の額を下回るときは、当該学校法人の定める退職手当の支給額をもって同条第1項の資金の額とする。

(資金の請求)

第26条 学校法人が、資金の給付を受けようとするときは、請求書を財団に提出しなければならない。

2 退職の理由が職務上の死亡によるものである場合においては、学校法人はその原因、経過等を詳細に記載した書類を前項の請求書に添付しなければならない。

3 退職者が、婚姻その他の理由により在職中の氏名と異なることとなった場合においては、その者の戸籍抄本を第1項の請求書に添付しなければならない。

(裁定等)

第27条 財団は、請求書を受領したときは、これを審査し、資金を給付すべきものと認めたときは、すみやかに裁定通知書及び支払通知書を学校法人に交付する。

2 前項の場合において、審査の結果資金を給付することが出来ないと認めたときは、書面で、かつ理由を付してこれを学校法人に通知する。

(支給報告書の提出)

第28条 資金を受領した学校法人は、すみやかに退職手当支給報告書をこの財団に提出しなければならない。

(辞退等の場合に交付する交付金)

第29条 学校法人が第9条の規定により事業の対象から除外された場合においては、当該学校法人が、当該資格喪失の際、現に勤務している教職員のために拠出した負担金に相当する額(以下「交付金」という。)を当該学校法人に交付する。

2 前項の交付金は、資格を喪失した日から一年を経過するまでは、支払いを行わない。

## 第7章 財政設計及び退職事業引当金

(財政設計)

第30条 財団は、将来にわたって退職資金給付事業の財政の均衡を保つため、毎年、要支給額及び責任準備金の両方若しくは一方を算定して財政状況の把握を行い、必要があると認めたときは、学校負担金等の見直しを行わなければならない。

(退職事業引当金)

第31条 退職事業引当金は、当年度の前条の要支給額及び責任準備金の額を基準に繰入を行うものとし、特定資産である退職事業引当資産の期末残高を引当金繰入限度額とする。

## 第8章 補則

(虚偽の排除)

第32条 学校法人が、この財団に提出する文書に、虚偽の記載をした場合には、既に給付した資金を返還させ、又はその給付を停止することができる。

(調査等)

第33条 この財団は、負担金又は退職金にかかる事項等につき必要があると認める場合には、学校法人の帳簿書類を調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第34条 この財団の処置に対して不服のある学校法人は、この財団に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。

ただし、不服申立ての事項が軽易なものと認められるものについては口頭によることができる。

- 2 前項の規定による審査の請求があったときは、この財団は、その請求を受理したあと、すみやかに審査委員会に諮問して、その意見を聞き、裁決してなければならない。
- 3 裁決は、文書により、かつ理由を付して行うものとする。

(審査委員会)

第 35 条 この規則の適用について疑義を生じたときは、理事長が、審査委員会に諮問し、これを決定する。

- 2 前項の審査委員会は、理事長が理事会の議決を経て、これを組織する。

(個人情報の取扱い)

第 36 条 財団及び学校法人は、業務の性格を十分認識し、取得した個人情報を適切に扱うなど個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 財団における個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(規則の変更)

第 37 条 この規則を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議を経なければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、この財団設立の許可のあった日から施行し、適用については寄付行為付則第 1 項の例による。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日から昭和 41 年 4 月末までに、この財団の事業の対象となった学校法人に現に勤務する教職員に関し必要とする報告等については、理事長が別に定める。

(過去の勤務期間の通算等)

- 3 昭和 41 年 4 月 1 日前の勤務期間（以下「過去勤務期間」という。）は、勤続期間に通算しない。ただし、前項に規定する教職員のうち、当該学校法人に係る過去勤務期間を有するものが、同日後 5 年以上の期間を継続して当該学校法人に勤務して退職したときはこれを通算する。この場合において、当該過去勤務期間の始期が昭和 31 年 4 月 1 日前であるときは、これを昭和 31 年 4 月 1 日とする。

## 附 則

この改正は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

この改正は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年 3 月 31 日以降に退職したものから適用する。

## 附 則

この改正は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この変更は、昭和 57 年 2 月 24 日から施行する。

## 附 則

この変更は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

- 1 この改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 12 条の 2 第 2 項及び第 18 条第 3 項の規定は、施行日後に休職等により現実に職務に従事す

ることを要しない期間のある月が生じたものについて適用する。

**附 則**

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 別表第1

## 標準給与の等級及び月額表

標準給与 の等級	標準給与の 月額	給与月額	
1	98,000	100,999	円まで
2	104,000	101,000	～ 106,999
3	110,000	107,000	～ 113,999
4	118,000	114,000	～ 121,999
5	126,000	122,000	～ 129,999
6	134,000	130,000	～ 137,999
7	142,000	138,000	～ 145,999
8	150,000	146,000	～ 154,999
9	160,000	155,000	～ 164,999
10	170,000	165,000	～ 174,999
11	180,000	175,000	～ 184,999
12	190,000	185,000	～ 194,999
13	200,000	195,000	～ 209,999
14	220,000	210,000	～ 229,999
15	240,000	230,000	～ 249,999
16	260,000	250,000	～ 269,999
17	280,000	270,000	～ 289,999
18	300,000	290,000	～ 309,999
19	320,000	310,000	～ 329,999
20	340,000	330,000	～ 349,999
21	360,000	350,000	～ 369,999
22	380,000	370,000	～ 394,999
23	410,000	395,000	～ 424,999
24	440,000	425,000	～ 454,999
25	470,000	455,000	～ 484,999
26	500,000	485,000	～ 514,999
27	530,000	515,000	～ 544,999
28	560,000	545,000	～ 574,999
29	590,000	575,000	～ 604,999
30	620,000	605,000	円以上

## 別表第2

## 退職手当資金算定乗率表

勤続期間		退職事由			勤続期間		退職事由		
		普通退職	死亡退職	職務上の死亡退職			普通退職	死亡退職	職務上の死亡退職
以上	未満	乗 率			以上	未満	乗 率		
	6月	0	1.0	2.7	24	25	25.8	35.475	42.57
6月	1年	0.6	1.0	2.7	25	26	28.375	44.55	44.55
1年	2	0.6	1.0	3.6	26	27	30.95	46.53	46.53
2	3	1.2	2.0	4.5	27	28	33.525	48.51	48.51
3	4	1.8	3.0	5.4	28	29	36.1	50.49	50.49
4	5	2.4	4.0	6.0	29	30	38.675	52.47	52.47
5	6	3.0	5.0	7.5	30	31	41.25	54.45	54.45
6	7	4.5	6.0	9.0	31	32	42.5	56.1	56.1
7	8	5.25	7.0	10.5	32	33	43.75	57.75	57.75
8	9	6.0	8.0	12.0	33	34	45.0	59.4	59.4
9	10	6.75	9.0	13.5	34	35	46.25	61.05	61.05
10	11	7.5	10.0	15.0	35	36	47.5	62.7	62.7
11	12	8.88	11.1	16.65	36	37	48.75	62.7	62.7
12	13	9.76	12.2	18.3	37	38	50.0	62.7	62.7
13	14	10.64	13.3	19.95	38	39	51.25	62.7	62.7
14	15	11.52	14.4	21.6	39	40	52.5	62.7	62.7
15	16	12.4	15.5	23.25	40	41	53.75	62.7	62.7
16	17	13.28	16.6	24.9	41	42	55.0	62.7	62.7
17	18	14.16	17.7	26.55	42	43	56.25	62.7	62.7
18	19	15.04	18.8	28.2	43	44	57.5	62.7	62.7
19	20	15.92	19.9	29.85	44	45	58.75	62.7	62.7
20	21	21.0	28.875	34.65	45		60.0	62.7	62.7
21	22	22.2	30.525	36.63					
22	23	23.4	32.175	38.61					
23	24	24.6	33.825	40.59					